

安全報告書

2018年度



一般社団法人養老線管理機構
(第三種鉄道事業者)

1 ご利用の皆様および沿線住民の皆様へ

養老線につきまして、日頃からご利用、ご支援いただき、誠にありがとうございます。
います。

養老線は、平成19年10月から、養老鉄道（株）が近畿日本鉄道（株）より路線を引き継ぎ、上下分離方式により、近畿日本鉄道（株）が線路及び車両等の施設を保有し、養老鉄道（株）が路線を運行していました。

しかしながら、養老鉄道（株）の経営は厳しい状況が続き、平成29年12月21日、養老線の鉄道事業再構築実施計画が、国土交通大臣の認定を受け、平成30年1月1日より、沿線市町（大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町）が設立した（一社）養老線管理機構（平成29年2月1日設立）が、近畿日本鉄道（株）に代わり、第三種鉄道事業者として路線等の施設を保有・維持管理し、引き続き養老鉄道（株）が第二種鉄道事業者として養老線の運行を担う新しい事業形態への変更をいたしました。

当法人は、西美濃・北伊勢地域における地域住民の自立した日常生活と社会生活の確保及び活力ある都市活動の実現を図るための基盤となる鉄道輸送の重要性に鑑み、養老線における第三種鉄道事業を行い、当該地域における交通機能の充実と輸送の確保及び個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に継続して寄与すること目的に運営しております。

平成29年度は、年度途中からではありますが、平成30年1月1日より近畿日本鉄道（株）より鉄道施設および車両等の鉄道資産の譲渡を受け、安全安心を第一に維持管理に取り組んでまいりました。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、養老線の輸送の安全確保のための取組や安全の実態についてまとめ公表するものです。

当法人では、養老鉄道（株）とともに、輸送の安全に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、沿線住民の皆様のご利用、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



一般社団法人養老線管理機構
代表理事 広瀬 幹雄

2 基本方針

代表理事以下関係職員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設および職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定めています。

安全に関する基本的な方針を次のとおり定め、職員は協力して安全レベルのさらなる向上を目指します。

【運転安全規範綱領】

- (1) 安全の確保は、輸送の生命である。
- (2) 規程の遵守は、安全の基礎である。
- (3) 勤務の厳正は、安全の要件である。

3 安全目標

基本方針および運転安全規範綱領に基づき、職員は安全を最優先し、安全体制の強化に努めます。

また、計画的に鉄道施設および車両、その他備品の修繕を行い、安全性及び信頼性の高い鉄道事業者を目指します。

4 安全確保のため取り組み

(1) 平成29年度に実施した主な取り組み

基本方針及び安全行動規範に基づき、列車の安全運行を図るとともに、利用者の安全を確保するために実施した主な取り組みを記載します。

- ① 車両の定期検査の実施（重要部検査1編成3両）
- ② 重要部検査並行工事の実施（集電装置更新、電動空気圧縮機機械部更新）

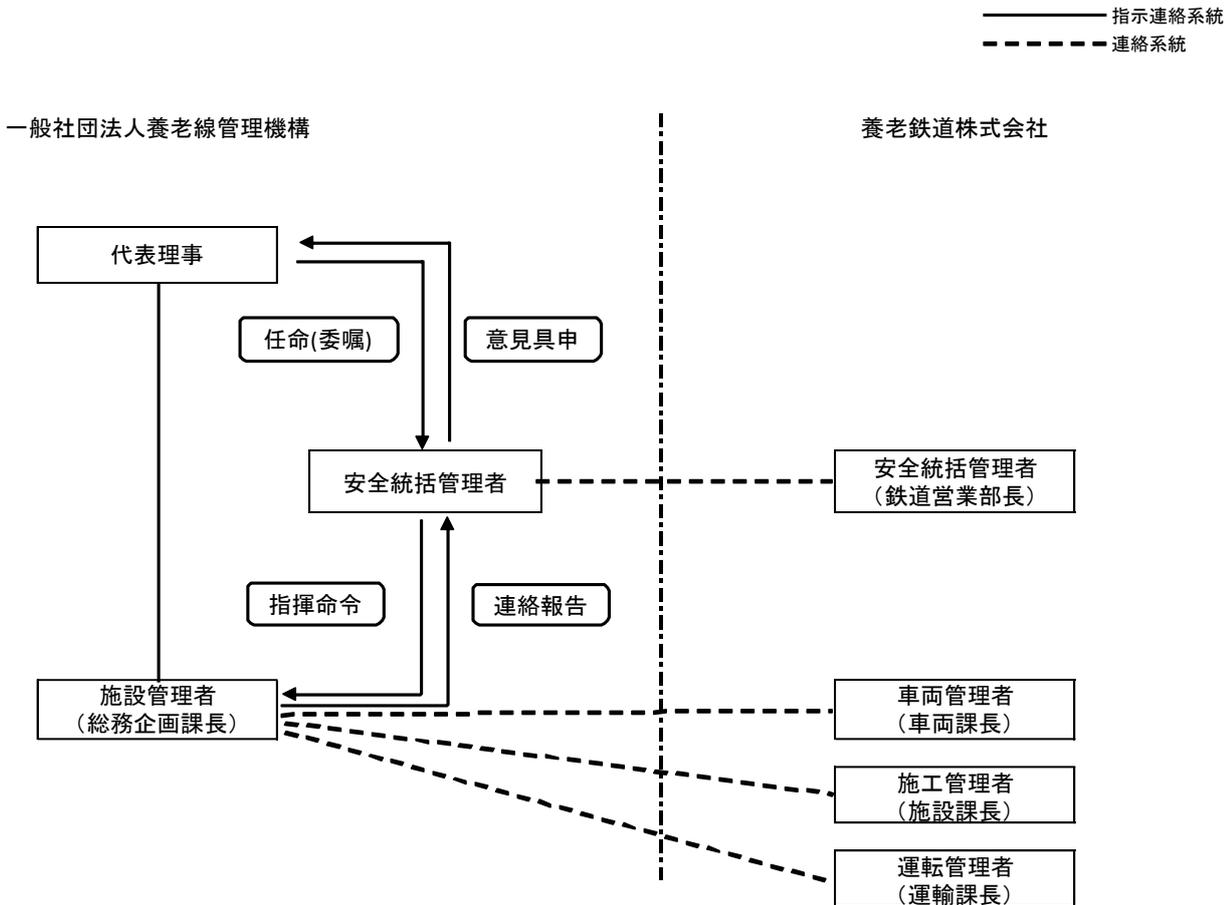
(2) 安全対策

第三種鉄道事業者である当法人と第二種鉄道事業者である養老鉄道㈱において、毎月、連絡会議を開催し、列車の安全運行や利用者の安全確保を図るための情報共有や意見交換を行いました。

今後も養老鉄道㈱と密に連携し、計画的に鉄道施設および車両の更新や維持修繕を実施し、輸送の安全を確保するよう努めます。

5 安全管理体制

代表理事をトップとする安全管理組織を下図のとおり構築し、安全統括管理者および施設管理者の役割や責任を明確化し、安全確保に係る業務を適切に遂行します。



【各管理者の役割】

- ・ 代表理事 第三種鉄道事業者の長として、養老鉄道(株)と連携のもと、鉄道施設および車両に関する輸送の安全を確保するため必要な措置等を行う。
- ・ 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- ・ 施設管理者 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。